

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 銃刀法のハーファイフル規定について 1
2 - 電安法適合品の再輸入時の規制の緩和について強く要望します。 1
3 - ネット決済ビジネスの高度化に向けた銀行グループによるECモール運営業務の解禁 2
4 - オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入 2
5 - 決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大 3
6 - 地熱発電所における自然公園内建築物の高さ規制の緩和 3
7 - 国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例の考え方 4
8 - 国立・国定公園特別保護地区・第1種特別地域の地下に賦存する地熱資源の有効利用 4
9 - 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)空中物理探査の円滑運用 5

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 3月1日	27年 4月15日	銃刀法のハーフライフル規定について	<p>ライフルを半分削るのは、明治時代に軍から民間に村田銃を払い下げる際に決まったという説があります。村田銃が払い下げられた明治時代から、100年が経っています。</p> <p>現行の銃刀法にライフルの定義が追加されたのはこの時点だと思われます。</p> <p>http://www.houko.com/00/01/S46/048.HTM#top 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 昭和46・4・20・法律 48号</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法の第五条の二第4項で、ライフル銃について、このように定義されています。銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分をこえるものをいう。では、既存のライフル銃のライフルリングを半分削って散弾銃として登録できるかということ、実際にはそうになっていません。</p> <p>http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/oto/otodb/japanese/kujyou/kobetu/OTO645.html こちらの警察庁の回答では「ライフル実包を発射する機能を有するもの」が許可のポイントとなっています。実態としてライフル実包が使えるかどうかで許可するならば、ライフルリングを半分削る意味はあるのでしょうか。むしろ、ライフルリングを削ることで集弾率が下がり、安全で無くなるのでは。</p> <p>銃の所持が10年未満の場合は、基本的に散弾銃しか持てません。</p> <p>ライフルリングがある散弾銃を持つ場合、日本向けに半分削ったものでないと許可されません。</p> <p>12番や20番のサボット弾を使うスラッグ銃の場合、薬室の構造上、ライフル実包を装填する事は不可能です。銃刀法のライフルの定義は日本独自の規格・規制であり、その定義や科学的、物理的な根拠も薄弱です。ライフルの定義を「ライフル実包が発射可能かどうか」に修正することで、日本独自のハーフライフル規制が無くなり、海外と同じスラッグ銃が使えるようになります。</p> <p>規制改革の一環として、ライフル銃の定義の見直しを要望します。</p>	個人	警察庁
2	27年 3月18日	27年 4月15日	電安法適合品の再輸入時の規制の緩和について強く要望します。	<p>以前に経団連からも要望として上がっていた、電安法適合品の再輸入時の規制(輸入時の義務履行内容と同じ手続きを再輸入時も適用される)の緩和等を真剣に検討していただきたく、改正へ向けた前向きな対応を強く要望します。</p> <p>現状の市場動向や流通のグローバル化などにより、現行法では規制されるべき対象と目的が施行当初の状況と大きな相違が発生していると感じます。</p> <p>一度適正に輸入、もしくは国内で調達された適合品を海外へ輸出(海外での販売の目的ではなく、グローバル化によるアジア全体をマーケットとしたサプライチェーン・マネージメントにより海外拠点に物流ハブとして倉庫があるため)し、受注後に製品がキittingされて再輸入入ることが主流となっている。現行法はその物流のしくみに全く対応できていません。実質的に無駄な対応をせざるを得ない状態で、輸入事業者からしてみれば二重規制となっている経済活動の妨げになっていることは明白です。</p> <p>例えば国内で調達した適合品には表示義務として、PSEマーク+届出事業者名+登録検査機関名が必要です。届出事業者としてメーカーAが表示されているものを、購入者のメーカーBが海外の倉庫に一旦輸出し、再輸入する際に輸入と同様の安全性の確認及び表示義務が課せられます。特に、表示義務により完成品に新たに事業者名としてメーカーBと表示し直す必要があります。そのために刻印や印刷、ラベル貼りなど追加の作業だけではなく、加工の必要があれば安全性にも影響する可能性もあります。国内の流通では途中で加工が入る可能性が少ないとして再販時はマークの確認だけで済みます。経産省では、海外では加工や変更の可能性が偽造品(不適合品)との混在の可能性を指摘していますが、そもそも自主規制のため不適切な輸入業者により偽造品は国内に流通してしまいます。一旦国内に流通してしまえば、現行法では販売時には規制することはできません。これは偽造品やその業者を厳しく規制しない限り防げません。親子関係や提携企業の倉庫から出荷されるものは、日本から輸出され管理された安全な適合品であると言えます。これらのことから、再輸入の規制は、輸入事業者の自主検査と同様に自己責任の下、販売時と同様にマークの確認のみに緩和し、輸入事業者の経済活動を制限し不利にするような規制は改正願いたい。</p>	民間企業	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	27年 3月31日	27年 4月15日	ネット決済ビジネスの高度化に向けた銀行グループによるECモール運営業務の解禁	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行法上、上記業務を認めて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、電子商取引の拡大に伴い、ネット決済サービスや販売・決済情報等を活用した融資サービスの提供機会が拡大しており、ECモールを営む事業会社では、ネット決済ビジネスへの参入が活発化している状況。 ・それら事業会社は、傘下の銀行やクレジットカード会社と連携して、電子商取引と決済サービスを一体的に提供することにより、消費者に対して購買プロセスから決済プロセスへのスムーズな移行を可能としているほか、最近では販売・決済情報等を活用した出店者(企業・個人事業主)等に対する新たな融資サービスの取扱も開始している。 ・一方、銀行グループ側からは、現行法上、ECモール運営事業への参入が認められておらず、ECモールを営む会社に対して一定比率以上の出資を行うことも認められていない。そのため、銀行グループでは、電子商取引とネット決済サービスを組み合わせた新たな金融サービスの開発・提供が十分に行えていない状況。 ・ECモール運営業務は、ネット決済ビジネスと極めて親和性が高く、商取引の直接の相手方となる業務ではないため、伝統的な商業業務と比較してリスクも限定されている。また、諸外国をみても、米国では、銀行業務の一部である“Finder Activity※”の一環として、銀行による“Virtual Mall”の運営が解釈上認められているところ。 ※潜在的な売り手・買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為 ・わが国でも、銀行グループによるECモール運営業務が可能となれば、IT企業や事業会社等とも連携しつつ、銀行グループが永年蓄積してきたノウハウ・知見を活かすことで、消費者等に対して安心・安全で利便性の高いネット決済サービスの提供が可能となるため、当該業務の解禁を要望するもの。 	都銀懇話会	金融庁
4	27年 3月31日	27年 4月15日	オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の金融持株会社(FHC)の業務範囲規制を参考に、わが国でも、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を営む会社については、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることを可能とする個別認可制度を導入して頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業界における世界的なオープン・イノベーションの流れを踏まえると、今後、邦銀でも決済高度化等の観点からベンチャー企業等への出資を検討する局面がでてくると考えられるが、出資検討先の会社の全ての業務が銀行法で限定列挙された業務に該当するとは限らず、仮に該当しない場合は一定比率以上の出資を行うことが出来ないこととなる。 ・一方、米国では、金融持株会社(FHC)に対し、「金融業務を補完する業務」を営む会社を、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることが認められている(限定列挙方式とされていない)ほか、欧州でも、業種に関係なく一般事業会社の議決権を原則として100%まで取得・保有することが認められている(ただし、一般事業会社の株式の保有額については、自己資本比率規制上、一定の制約あり)。 ・わが国でも、銀行の健全性に及ぼす影響に配慮しつつ、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を柔軟に認める枠組みとして、当局が、当該業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無などを個別に検証して認可する制度(個別認可制度)を導入して頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	27年 3月31日	27年 4月15日	決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大	<p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入依存度条件の引下げをお願いしたい。少なくとも、複数の銀行グループからの収入依存度条件90%については、銀行グループ間での協働を促す観点から引下げて頂きたい(例えば、50%とする等)。 ・従属業務の範囲に、「従属業務に付随する業務」を追加頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務関連業務については、銀行により独自の強み・弱みがあること、規模の経済性が働くことに鑑みれば、今後、銀行グループ間での決済関連事務の受委託や従属業務子会社同士の統合等による合理化等を図る動きが活発化してきている可能性がある。 ・一方、現行法の下では、ある銀行グループの従属業務子会社(例えば当初の親銀行グループからの収入依存度が80%)が他の銀行グループから新たに事務を受託しようとする、その受託規模によっては収入依存度の下限が50%から90%に引き上げられるため、そうした事務関連業務の合理化等の妨げとなる。 ・また、事務受託に際しては、顧客の利便性向上、決済関連事務の高度化等を図る観点から、従属業務に付随する不可的なサービスの提供も考えられるが、現行法の下では、当該サービスの提供が認められていないため、各銀行の創意工夫を凝らした取組の妨げとなっている。 	都銀懇話会	金融庁
6	27年 4月2日	27年 4月15日	地熱発電所における自然公園内建築物の高さ規制の緩和	<p>「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて[平成24年3月27日 環境省自然環境局長通知]」発出を受け、自然公園内での地熱調査が進行している。しかし、本通知に先立つ平成12年の自然公園法施行規則第11条の改訂内容については当該通知の検討対象になっていなかった。当該規則第11条第6項第1号には、「建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないもの」であることが明記されている。</p> <p>自然公園内に現存する地熱発電所には建築物である本館(タービン建屋)と構築物である冷却塔などの施設があり、何れも13mを超える高さである。当該規則第11条第6項第1号は建築物の高さのみ制限して、構築物については制限していない。建築物である本館(タービン建屋)の高さを13m以下に収めるためには、国内でまだ実績のない新技術である軸流排気方式を採用し、出力15MW未満としなければならないことが検討の結果判明した。(本館の必要高さを決定する要因は、発電設備、作業高さ、クレーン高さ及び屋根高さの4項目であり、発電規模が大きくなるにしたがって前3項目の高さは増すことになる。)</p> <p>自然公園内の建築物の高さ制限は、建設できる発電規模を限定するものであり、資源量に見合った最大効率の発電設備の設置を目指す取り組みに首枷を嵌めることとなり、事業の経済性に影響を与えるだけでなく、再生可能エネルギーを最大限に活用する国の方針に反するものである。地熱事業は開発に至る長いリードタイムの中で多額の投資を追加して行かなければならない。その過程で資源の規模と無関係に建築物の高さが制限されることは、経済的な開発が制限されることを意味しており、大きな事業リスクとなっている。従って、高さ制限を課さないことを要望する。</p>	日本地熱協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	27年 4月2日	27年 4月15日	国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例の考え方	<p>「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」では、「第2種特別地域及び第3種特別地域については、…原則として地熱開発を認めない」「現下の情勢にかんがみ、…特段の取組が行われ…真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は、掘削や工作物の設置の可能性についても…その実施について認めることができるものとする」としている。そして、「特段の取組」として「(1)地域合意形成場の構築(2)地域合意形成(3)影響を最小限にとどめる技術・手法の投入と専門家の活用(4)地域貢献(5)長期モニタリングと地域に対する情報の開示・共有」を掲げている。</p> <p>環境省は「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例の形成の円滑化に関する検討会」を本年3月20日に立ち上げ、「平成24年通知発出以降、各地で国立・国定公園内における新たな地熱発電事業について調査・検討が進められていることから、自然環境と共生した地熱開発のより一層の促進を図るため、引き続き自然環境との調和を図る上での課題等を整理し、優良事例形成の円滑化に資することを目的として、検討会を開催する」とし本年6～7月頃を目途に「通知の解説」のとりまとめを行うこととしている。</p> <p>当該検討会において以下の事項を考慮した議論を進め取りまとめ頂きたい。</p> <p>1. 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月閣議決定)を受け、自然公園法施行規則第11条第11項の風致景観に関する事項「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」についての風力発電に関する技術的なガイドラインを環境省が策定したところ、逆に、規制が強化され開発し難くなったとの話を聞いている。この事例の様に、予見に基づく全国一律的な規制を設けるのではなく、個別地点毎に異なる諸条件に柔軟な対応が出来るような環境への配慮の在り方が議論され、「通知の解説」として記述されることにより、結果として優良事例が円滑に形成され、地熱開発の促進に寄与するものとなるよう要望する。</p> <p>2. 自然環境と自然エネルギー開発の調和を図るに当り、予見性が難しい地下資源調査・開発プロセス及びそれに関連する経済性などを考慮し、「見えない」ことを金科玉条とするのではなく、例えば、エコロジカルランドスケープ手法の様に、自然を「どう見せるか」という手法などを妥当な時点で取り入れることなどを考慮されたい。</p>	日本地熱協会	環境省
8	27年 4月2日	27年 4月15日	国立・国定公園特別保護地区・第1種特別地域の地下に賦存する地熱資源の有効利用	<p>国立・国定公園の特別保護地区や第1種特別地域は、熱源の中心部に近いため、地熱ポテンシャルが大きく、深部に有望な地熱資源が賦存している場合がある。この領域を、周辺の許可対象区域からの傾斜掘削によって、地表への影響を与えない形で開発することができれば、開発可能な地熱発電量を飛躍的に増大することができる。</p> <p>環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成24年3月27日)」では、「地域外からの第2種・第3種特別地域への傾斜掘削は地表への影響がないものに限り個別に判断して認める」としている一方で、「特別保護地区だけでなく第1種特別地域についても区域外からの傾斜掘削も認めない」としているが、特別保護地区・第1種特別地域であっても、第2種・第3種特別地域であっても、地上と地下のつながり及び地下の連続性において地質構造的な区分・相違があるわけではない。地表への影響がない傾斜掘削において特別保護地区や第1種特別地域の区域外からの傾斜掘削を制限することには科学的合理性が認められない。</p> <p>特別保護地区や第1種特別地域の地下に賦存する地熱資源の有効利用が可能になれば、地熱発電量の増大に直結するため、第2種・第3種特別地域と同様に区域外からの傾斜掘削を認めていただくことを要望する。</p>	日本地熱協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	27年 4月2日	27年 4月15日	石油天然ガス・金属 鉱物資源機構 (JOGMEC)空中物 理探査の円滑運用	<p>生物多様性基本法では、(1)野生生物の種の保存を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること、(2)生物多様性に及ぼす影響が回避または最少となるよう、国土や自然資源を持続可能な方法で利用すること、などが規定されている。また国や地方公共団体に加え、事業者の責務として生物多様性に配慮した事業活動を行うなどにより、生物多様性に及ぼす影響の低減と持続可能な利用に努めることが示されている。</p> <p>一方、JOGMECでは、わが国には地熱資源の賦存が見込まれながら調査が不十分な地域が多く存在することから、広域の地質構造を把握し、新しい地熱有望地域の絞り込みやポテンシャル評価を行うことを目的に平成25年度よりヘリコプターを使用した空中物理探査を実施している。本調査は、新しい地熱有望地域の発掘に極めて重要である。</p> <p>調査にあたっては、監督官庁の指導により、希少猛禽類保護を念頭に営巣等への影響に配慮してヘリコプターの飛行時期を調整(概ね8月～10月頃)しているところである。</p> <p>しかし、当該ヘリコプター調査は、1エリア累計で5分間飛行するものであり、長期間滞在して飛行するものではないことから、希少猛禽類の営巣等への影響は極めて限定的であり、最大限調査が実施(概ね5月～11月頃)されるよう監督官庁に要望する。</p>	日本地熱協会	環境省